

経 済 産 業 省

20170727 貿局第1号
輸入注意事項29第12号
経済産業省貿易経済協力局

「試験研究又は分析に用いられる、モントリオール議定書附属書に掲げる物質（輸入公表三の7の(11)）の輸入の確認について」（平成7年11月24日付け輸入注意事項7第70号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成29年8月10日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「試験研究又は分析に用いられる、モントリオール議定書附属書に掲げる物質（輸入公表三の7の(11)）の輸入の確認について」の一部改正について

「試験研究又は分析に用いられる、モントリオール議定書附属書に掲げる物質（輸入公表三の7の(11)）の輸入の確認について」（平成7年11月24日付け輸入注意事項7第70号）の題名及び本文の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成29年8月10日から施行する。

「試験研究又は分析に用いられる、モントリオール議定書附属書に掲げる物質（輸入公表三の七の(11)）の輸入の確認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○試験研究又は分析に用いられる、モントリオール議定書附属書に掲げる物質（輸入公表三の七の(11)）の輸入の確認について（平成7年11月24日付け輸入注意事項7第70号）

改 正 後	現 行
試験研究又は分析に用いられる、モントリオール議定書附属書に掲げる物質（輸入公表 <u>三の七の(10)</u> ）の輸入の確認について 輸入公表の <u>三の七の(10)</u> に規定する試験研究又は分析に用いられるモントリオール議定書附属書に掲げる物質を輸入しようとする者は、下記により経済産業大臣の確認書の交付を受けてください。 (以下略)	試験研究又は分析に用いられる、モントリオール議定書附属書に掲げる物質（輸入公表 <u>三の七の(11)</u> ）の輸入の確認について 輸入公表の <u>三の七の(11)</u> に規定する試験研究又は分析に用いられるモントリオール議定書附属書に掲げる物質を輸入しようとする者は、下記により経済産業大臣の確認書の交付を受けてください。 (以下略)